

美唄市現場代理人の兼任に関する取扱要領の一部を改正する要 綱

美唄市現場代理人の兼任に関する取扱要領(平成 26 年庁達第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「4,000 万円」を「4,500 万円」に、「8,000 万円」を「9,000 万円」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。